

FP Topics

= 生活を支えるための支援制度 =

2020年4月号

出典★厚生労働省4月27日時点★

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● 特別定額給付金（仮称）

基準日（令和2年4月27日）に住居基本台帳に記録されている方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。※申請期限は、申請受付開始日から3か月以内

● 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

● 持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

● 実質無利子・無担保融資（事業資金）

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無担保・無利子で融資を行います。

● 社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

● 住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

● 生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

↓厚生労働省リンク↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625689.pdf>

4月も終盤にかかりますが、一向にコロナウイルスの猛威は弱まりません。経済活動は停滞しており、生活も疲弊しています。今後生活資金に困窮する世帯も少なくないと予想されます。4月27日時点の厚生労働省からの発信です。見出し部分をそのまま掲載していますので、利用される支援制度については、厚生労働省のサイトで詳細を確認してください。住民1人あたり10万円の給付は5月上旬に支給開始されるそうです。今月号はページを拡張して3ページとします。3ページ目にはこの4月からスタートする高等教育就学支援新制度の概要を日本学生支援機構から掲載します。



1 高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)



対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容

授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給

まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます!

2 貸与型奨学金

(無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】
目安年収※ ~約800万円

【有利子奨学金】
目安年収※ ~約1,100万円

※上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・自宅通学の場合

1・2共通

申請期間

2020年4月～
(学校ごとに異なります)

申請方法

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

家計が急変した学生等への支援について (授業料等減免・給付型奨学金)

趣旨

高等教育修学支援新制度(授業料等減免+給付型奨学金)においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、**予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。**

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回(4月始期分、10月始期分)	随時(急変事由の発生後3カ月以内に申し込み)
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時(認定後速やか)
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由(上記)が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額) <small>※政令指定都市に住民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村住民税の所得割を課税することができない者については、算式に基づき算定された額は異なる。</small>	左記に準ずる額(年間所得の見込額を基に基準額を算定)
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認(数か月分の所得から年間所得(見込)を推計)
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し(年1回)	3カ月毎(急変事由発生から15カ月経過後は1年毎)に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し(一定期間経過後は先の扱いに戻す)

家計が急変した学生等への支援について (貸与型奨学金)

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

	緊急採用(無利子)奨学金	応急採用(有利子)奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院(修士課程・博士課程)、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院(修士課程・博士課程)、 高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準)一定年収(700~1,290万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	家計急変(失職、災害等)後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準)一定年収(870~1,670万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合

新制度の概要

文部科学省
特設HP



貸与型奨学金の 制度概要

日本学生支援機構HP



進学資金 シミュレーター

日本学生支援機構HP

「給付奨学金シミュレーション」
「貸与奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)



○ 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)

*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。

○ 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。